

令和 8 年 2 月
堺 市

低入札価格調査制度の見直し及び労務費ダンピング調査の試行について（通知）

本市（上下水道局を含む。）が発注する低入札価格調査制度の適用工事（予定価格 1 億 5 千万円以上の工事）に係る取扱いを下記のとおり見直しますので、お知らせいたします。

1 詳細調査を辞退することができる対象者及び時期の見直しについて

堺市建設工事低入札価格調査実施要領に定める詳細調査を辞退することができる対象者及び時期について下表のとおり見直します。

	改正前	改正後
対象者	<u>低入札価格調査対象者のみ</u>	<u>調査基準価格を下回る入札を行った全ての者</u>
時期	<u>落札候補者となった旨の通知を受けた日</u> の翌日から起算して 4 日後の 17 時まで	<u>開札</u> の翌日から起算して 4 日後の 17 時までの間に限る。※当該期間を経過した後の辞退は認めない。

※開札の結果、入札金額が調査基準価格を下回ることが分かり、詳細調査の辞退を希望する入札参加者は、落札候補者以外の者も含め、当該期間中に辞退届を提出することとします。なお、当該期間経過後の辞退届の提出はできません。

2 低入札価格調査制度適用工事における労務費ダンピング調査の試行について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が、令和 7 年 12 月 12 日付けで改正され、公共工事の発注者は、適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、入札金額の内訳確認その他必要な措置を講ずることとされました。

については、改正後の入札契約適正化法第 13 条第 1 項に基づく労務費ダンピング調査について、以下のとおり試行することとします。

(1) 労務費ダンピング調査の対象者

低入札価格調査制度を適用する工事（予定価格 1 億 5 千万円以上の工事）において、調査基準価格を下回る入札を行った者（詳細調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者を除く。）

※詳細調査の結果、落札者としなかった場合、労務費ダンピング調査は実施しません。

(2) 労務費ダンピング調査の流れ

別紙のとおり

3 適用時期

令和8年4月1日以降に公告その他申込みの誘引が行われる案件から適用します。

【参考】

「資料 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（抜粋）」

【関係法令抜粋】

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律>

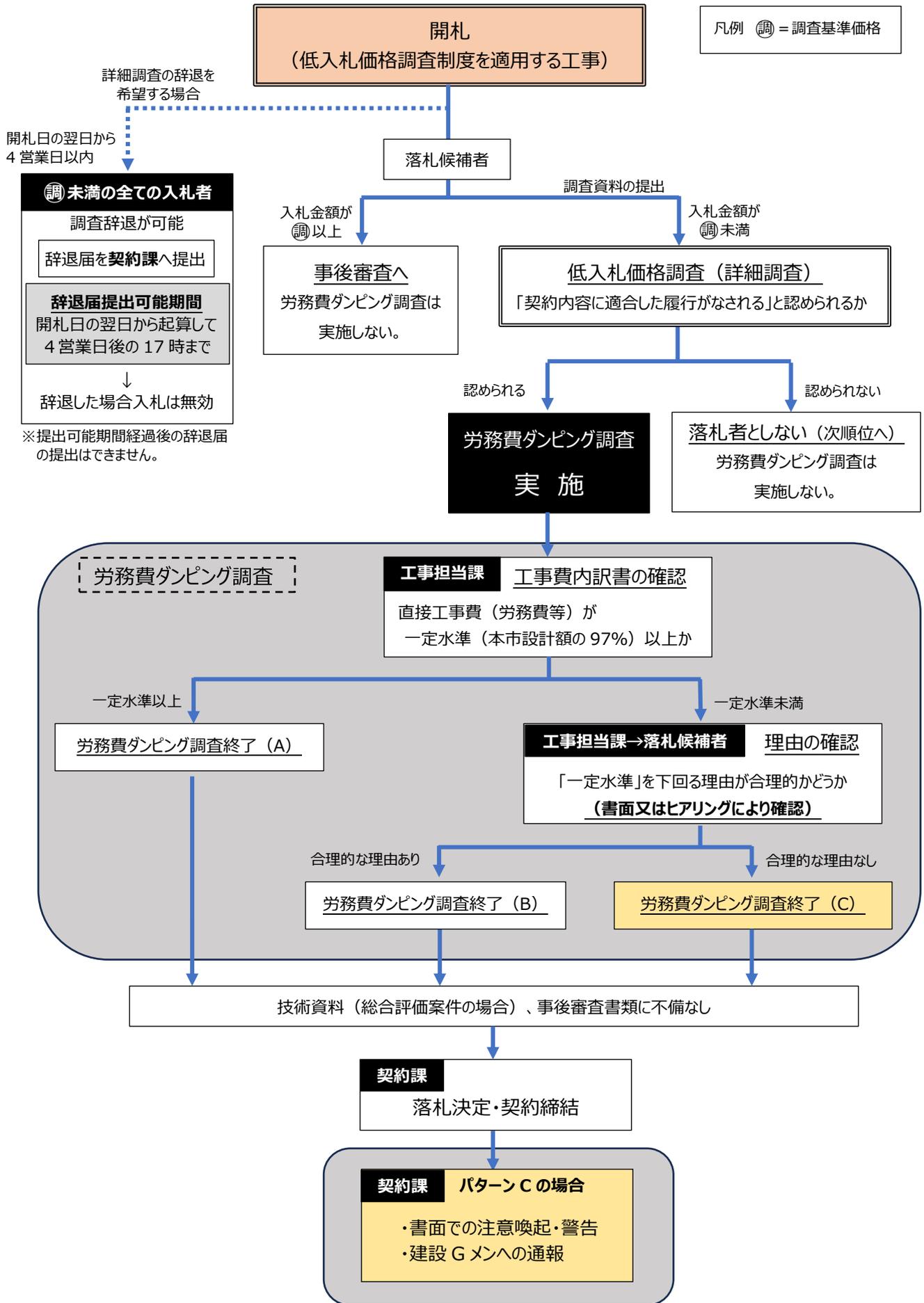
(入札金額の内訳の提出)

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第13条第1項 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

低入札価格調査及び労務費ダンピング調査の流れ



3. 「労務費ダンピング調査」の実施

3-1 背景

現行のダンピング対策としては、国・特殊法人においては、「低入札価格調査制度」が活用され、地方公共団体においては、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」が活用されており、またその基準については、最新の中央公契連モデル水準以上のものとするよう国土交通省から各発注者に対して要請がされている。

一方で、市町村を中心に、最新の中央公契連モデル水準の算定式が採用されていない団体や、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の対象となる工事が限定されているため、ダンピング対策の実施が十分でない団体もみられる。「労務費ダンピング調査」はこれらダンピング対策が不十分な団体を念頭に、現行のダンピング対策を補完するものとして新たに実施する調査である。

ダンピング対策を徹底する趣旨からは、各公共発注者は一義的には低入札価格調査制度や最低制限価格制度（及び中央公契連モデル相当水準の採用）の適切な運用を行うべきであり、「労務費ダンピング調査」の実施のみをもってダンピング対策として十分であるとは扱われないことに十分留意すべきである。

一方、既に低入札価格調査制度や最低制限価格制度を十分な水準で運用している団体であっても、これに加えて「労務費ダンピング調査」を行うことで、労務費のしわ寄せを行う不良・不適格事業者の排除をより徹底するということは十分に考えられる。

なお、国土交通省直轄工事では、「施工体制確認型総合評価落札方式⁴」を採用しているところ、同方式において適正な労務費が確保されているかを確認しつつ、それを評価値に反映させることで、要求要件を確実に実現できるかどうかを審査されることから、各団体において同方式を導入することも推奨される。同方式を採用した場合、「労務費ダンピング調査」を実施したものとみなすこととする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

⁴ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し評価する総合評価落札方式。

3-2 実施方法

「労務費ダンピング調査」を実施する際には、落札候補者が提出した入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かどうかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合にはヒアリング又は書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行うものとする。なお、各発注者の判断により、落札候補者のみではなく他の応札者に対し「労務費ダンピング調査」を実施することも妨げられない。

「一定水準」については、各発注者における簡易・迅速な確認を可能とするため、当該工事の直接工事費の官積算額に一定の係数を乗じたものとする。なお、労務費・賃金の支払いの実効性確保という本調査の趣旨からは、当該係数については、中央公契連モデルにおいて直接工事費に乘じる係数である「0.97」を基本とするが、労務費ダンピング調査の趣旨を損なわない範囲で、発注者が適切に設定するものとする。

具体的な運用については P26 以降の手順で行うこととするが、各発注者においてこれと異なる実施方法を定めることも可能である。

表5 従来のダンピング対策との比較

	従来のダンピング対策	労務費ダンピング調査
確認する工事費の範囲	工事費全体	労務費を含む直接工事費
確認する対象	該当する応札者（※1）のみ	落札候補者
確認する水準	調査基準価格・最低制限価格	直接工事費×0.97（※2）

※1：施工体制確認型総合評価落札方式の場合は全ての応札者、低入札価格調査の場合は、低入札価格の基準価格を下回る場合、最低制限価格の場合は、最低制限価格を下回る場合

※2：0.97 を基本とする

- (1) 低入札価格調査制度の場合 ⇒ P26 へ
- (2) 最低制限価格制度の場合 ⇒ P28 へ
- (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合 ⇒ P29 へ

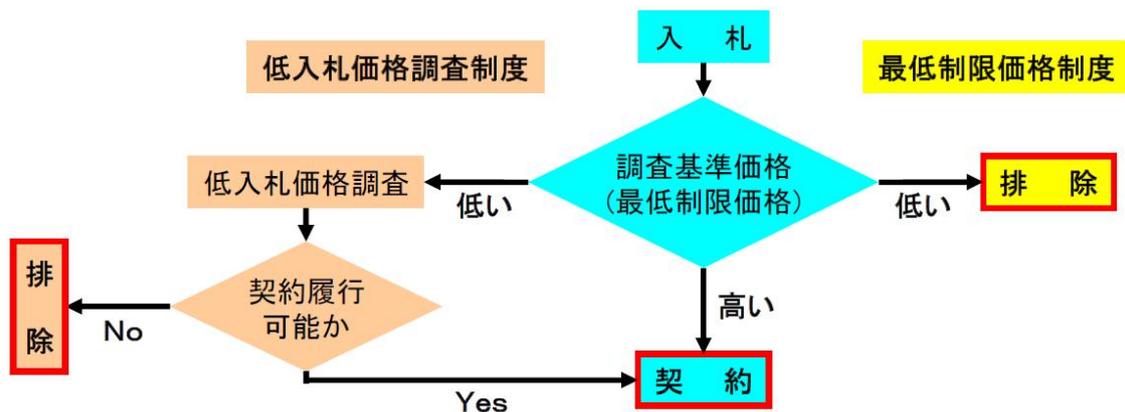


図1 低入札価格調査制度と最低制限価格制度（現状）

出典：「労務費の基準に関するワーキンググループ（第6回）」資料1

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の手続）

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（契約の締結）

第二百三十四条 略

- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

- （一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）
- 第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(1) 低入札価格調査制度の場合

現在実施している低入札価格調査制度を強化する目的として、落札候補者に対して、労務費ダンピング調査を実施するものである。

なお、中央公契連モデルによれば、直接工事費の額に 0.97 を乗じて得た額には、官積算上の労務費が 100%含まれていること（※）から、この水準を確保することを目安とするが、省人化等による効率化など、正当な理由がある場合にも配慮する。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年 6月26日 採択

令和4年 3月4日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

※ 「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成29年3月15日付け総行第56号、国土入企第27号）において、直接工事費の算入率を0.97（機械経費0.95、労務費1.00、材料費0.95）としている。

「労務費ダンピング調査」では、提出された内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上かの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には対面もしくは書面等（「理由書」）にてその理由の確認を行う。

なお、合理的な回答が確認できなかった場合でも、法的に契約締結の効力が無効となることはないが、発注者は建設業法 40 条の 4 に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報をあわせて行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。通報先及び通報内容は、本ガイドライン 3-5(2)・(3)に示す。

また、低入札価格調査や特別重点調査を実施した業者についても、建設Gメンへの通報を行うことが望ましい。

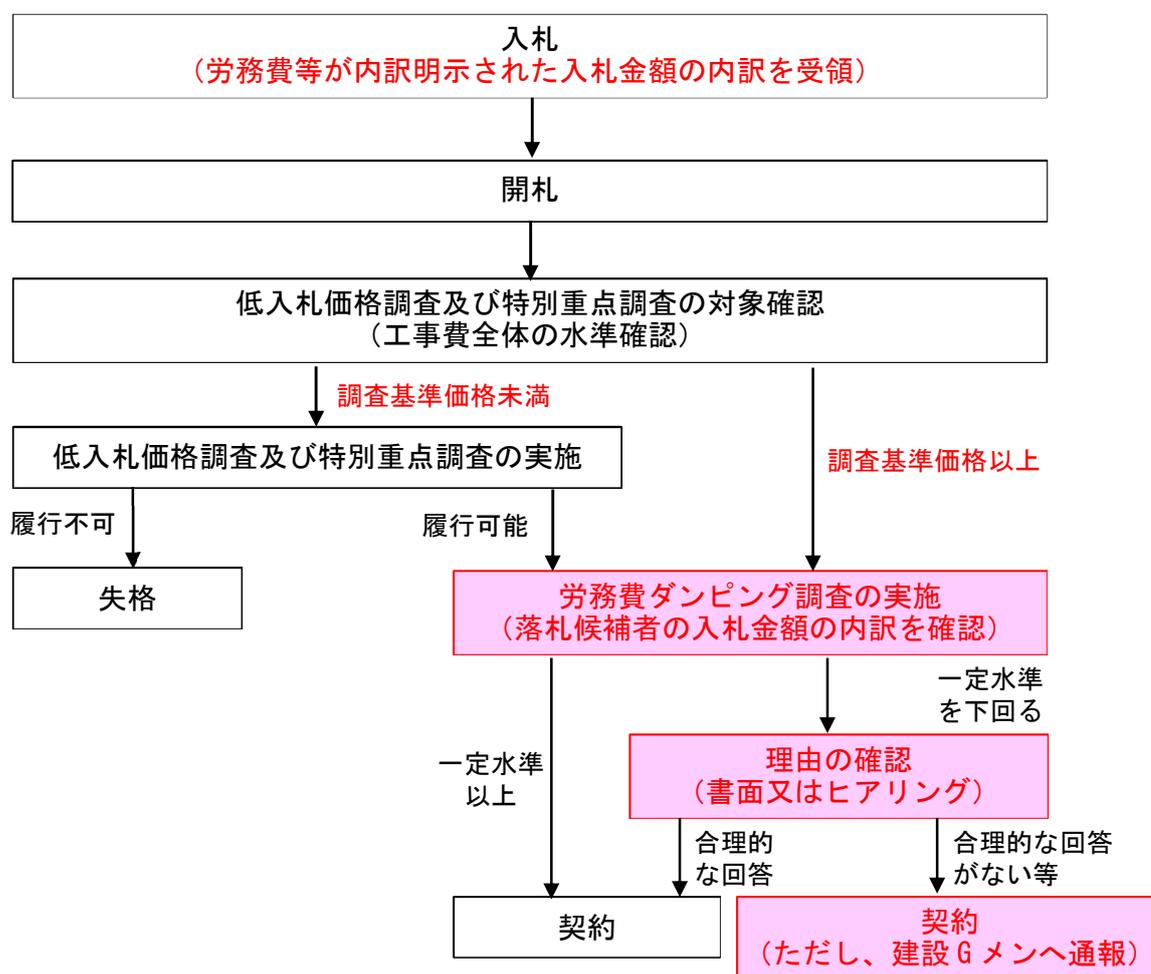


図2 低入札価格調査制度の場合の流れ

※施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものとみなす。調査した結果、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合、施工体制評価点を減点するとともに、施工体制評価点が低い者に対しては加算点の付与を慎重に行うこととし、建設Gメンへの通報は要しない。